

広域多摩イノベーションプラットフォーム
WEBサイト改訂

仕様書

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総合支援部 多摩支社

目次

1	用語の定義	3
1.1	プロポーザル方式	3
2	要求仕様の概要	4
2.1	件名	4
2.2	委託業者選定方法	4
2.3	契約期間	4
2.4	履行場所	4
2.5	納入期限	4
2.6	検収	4
2.7	保証期間（瑕疵担保責任期間）	4
2.8	著作権等の委譲	5
2.9	支払方法	5
2.10	受託者の資格要件	5
2.11	費用(委託金額・消費税込・小数点切り捨て)	6
2.12	納入物件	6
2.13	納入物件の帰属	6
2.14	その他	6
3	提案に関する要件	8
4	提案に際しての留意事項	9
4.1	提出方法	9
4.2	費用見積もり	9
4.3	プレゼンテーションの留意事項	10
4.4	設計方針	10
4.5	性能・品質確保方法の提案	10
4.6	リスクマネジメント	11
別紙1	納入物件一覧	12

1 用語の定義

1.1 プロポーザル方式

公社で定める契約方式の一種。今回は以下の様な流れで進められる。

- (1) 公募 【公社】
- (2) 希望票提出 【業者】
- (3) 指名業者選定 【公社】
- (4) 選定された指名業者への通知 【公社】
- (5) 提案書提出 【業者】
- (6) プレゼンテーション審査 【業者・公社】
- (7) 委託業者への通知 【公社】
- (8) 契約 【公社・業者】

2 要求仕様の概要

2.1 件名

広域多摩イノベーションプラットフォーム WEBサイト改訂

2.2 委託業者選定方式

プロポーザル方式とする。

日程に関しては、契約情報を参照のこと。

2.3 契約期間

(1) 平成 27 年度システム開発及びシステム運用・保守

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(2) 平成 28 年度システムの運用・保守

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

2.4 履行場所

(1) 対象システム開発期間の窓口

多摩支社（東京都昭島市東町 3-6-1）

(2) 最終納入場所（平成 28 年 3 月の予定）

システムに関しては、公社指定場所

その他、文書等の納品物は、上記窓口

2.5 納入期限

開発作業に関しては、原則として平成 28 年 2 月 29 日までに、詳細要件書を全て満たしたシステムを受け入れテストに合格した上で納品すること。この場合は、提案書に納品日のコミットメントとして明記すること。

平成 27 年度分の運用・保守に関しては、システムリリース後、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

翌年平成 28 年度分の運用・保守に関しては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

2.6 検収

平成 27 年度契約内の開発作業については、2.5 納入期限に示している様に、原則としては平成 28 年 2 月 29 日までに全部を納品するものとする。但し、納入が分納になる場合は、第 1 回目の受け入れテスト完了期日は、平成 28 年 2 月 29 日とし、その時点で納品すべきものの納品を行うものとする。最終の受け入れテスト完了期日は、平成 28 年 3 月 31 日とし、最終の納品（残りの納品物の納品）を行う。平成 27 年度契約分の検収は、開発作業及び平成 27 年度分の運用・保守作業を併せて、平成 28 年 3 月 31 日に行われるものとする。

2.7 保証期間（瑕疵担保責任期間）

平成 28 年度運用・保守に関しては、月ごとの支払い請求受け取り時点で都度検収が行われるものとする。

2.8 著作権等の委譲

本WEBサイト改訂に関し、作成、納品されたプログラムや文書等の所有権、著作権、2次著作物の利用権は対価の支払い時点で公社指定先に帰属または移転されることを原則とする。また、著作権に関することも同様とする。

2.9 支払方法

(1) 平成 27 年度分

適法な支払請求書が提出され、公社にて受理した日から 30 日以内に指定口座に払い込むものとする。

(2) 平成 28 年度分

翌月初に受託者からの請求書により、実施月の翌月末までに支払う。

2.10 受託者の資格要件

受託業者は、契約締結時に以下の資格を有していることを条件とする。

(1) 東京都競争入札参加資格関係について、以下①から⑤のすべてを満たすもの。

- ①東京都における平成 27・28 年度物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「121 情報処理業務」に登録があるものであること。
- ②本委託業務に関し、十分なノウハウを有し、それらを当公社又は官公庁等に対して提供した実績を有していること。
- ③契約締結時に個人情報の取り扱いに関する契約を締結できること。
- ④会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ⑤東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または、東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表したもの（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

(2) ISO27001、ISO9001、ISO20000、P-Mark の取得

ISMS、品質マネジメントシステム、ITSMS（ないし ITIL）、P-Mark の認証を受け入れているか、それらに対する十分な知見を備え、システム開発及び運用・保守の設計が行え、実施できること。

(3) 開発責任者（プロジェクトマネージャー／リーダー）

情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー、又は PMI（米国プロジェクトマネジメント協会）が認定する PMP（Project Management Professional）の資格を取得しているか、これらと同等の能力がある者が開発期間中（受託開始から完了まで）行うこと。

提案書にて、年齢、職位、マネジメント経験年数、主な経歴、資格などを明記すること。

(4) 開発参加メンバー

原則として、受託者の直接雇用者のみがメンバーに参加可能であるが、他社（子会社含む）等に再委託を行う場合には、事前の申請承認を必要とする。

本システムの開発に関し、十分な経験、知見があるものとする。

2.11 費用（委託金額・消費税込・小数点切り捨て）

- (1) 27年度にかかる費用として下記の金額を上限とする。なお、下記の費用には全システムの設計、制作、移行、テスト、研修及びシステムを新たに構築する費用のほか、初年度にかかる全システムに関わるサーバーレンタル費用、ソフトウェアのサブスクリプション/保守費及び全システムの運用・保守（業務内容は、本仕様書の下記に示す）に要する費用（会議及び報告等に係る費用を含む）を含む。

3,800,000円（税込）

上記金額には、下記のものを含む。

- ①落札後の打合せ作業に関する費用
 - ②落札した仕様に基づく開発・構築に関する人工及び必要設備等及びそれに関するプロジェクト管理費用
 - ③開発・構築するシステムの業者側テスト費用及び受け入れテスト立会い等に関する費用
 - ④運用・保守に関する打合せ作業に関する費用
 - ⑤開発・構築するシステムで使用するソフトウェアおよびその他の購入品
 - ⑥開発期間中に使用するプラットフォームのレンタル費及びそれに関する費用（初期費用等を含む）
 - ⑦初年度にかかる全システムに関わるサーバーレンタル費用または構築費用、ソフトウェアのサブスクリプション/保守費及び全システムの運用・保守（業務内容は、本仕様書の下記に示す）に要する費用（会議及び報告等にかかる費用を含む）
- (2) 28年度にかかる全システムに関するサーバーレンタル費用または構築費用、ソフトウェアのサブスクリプション/保守費及び全システムの運用・保守（業務内容は、本仕様書の下記に示す）に要する費用（会議及び報告等にかかる費用を含む）として、契約期間（12か月）に対する額として下記の金額を上限とする。

3,600,000円（税込）

2.12 納入物件

別紙1「納入物件一覧」のとおり

2.13 納入物件の帰属

東京都「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の14著作権の取扱いに準拠する。

2.14 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、関連法令、条例、規則等を遵守すること。

- (2) 本要求仕様書以外に、東京都が定める「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の定めによる。
- (3) 本契約の履行にあたって、自動車を使用し、又は使用させる場合は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4) 提出された「提案書」は、付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。
- (5) 契約締結後速やかに、本委託業務実施体制図（プロジェクトマネージャー／リーダー及び業務スタッフの業務経歴等を含む）、実施工程表等を明記した実施計画書を作成し、委託者の承諾を受けること。
- (6) 本委託業務に関し、定例レビューを行うものとする。定例レビューでは、設計等のレビュー、進捗状況の確認、協議等を行う。定例レビューの議事録及び委託者の求めに応じて随時、報告や委託業務遂行内容に関する資料の提供を行うこと。

また、委託者の求めに応じて委託者が実施する会議等に参加し、意見を求められた場合は一般的な意見ではなく、本委託業務の目的に沿った意見を述べること。なお、打合せや会議の時間は厳守すること。
- (7) 本委託業務に係る打合せや会議等において検討に必要な資料や課題事項の分析・調査報告書は、事前に作成し、委託者へ提出すること。
- (8) 本委託業務に係る打合せや会議等の記録は受託者がこれを作成し、打合せや会議等の行われた翌々営業日以内に委託者に提出（文書データの提出）し、承認を受けること。
- (9) 本委託業務にかかる会議等における検討内容・決定事項等は、本委託契約の納入物件に反映させること。
- (10) 受託者は、別途締結する個人情報取扱いに関する契約を締結し、その内容を遵守しなければならない。なお、希望票提出時に締結する機密保持契約は、落札後本委託業務が終了するまで有効とする。
- (11) 受託者は、この契約の履行に必要な本委託業務の成果を他の用途に使用してはならない。この契約終了後も同様とする。

- (12) 受託者は、この契約の履行により知りえた内容、成果物を第三者に提供してはならない。この契約終了後も同様とする。
- (13) 受託者は、契約の期間中に本委託業務に直接的・間接的に影響のある事故が生じた場合には、速やかにその状況を書面で委託者へ報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- (14) 委託者は、必要があると認められる場合には、受託者の作業現場の現地調査を含む受託者の業務の監査及び作業の実施に係る指示を行うことができる。受託者は、委託者から監査実施要求または作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。
- (15) 受託者は、本委託業務の履行にあたり再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。なお、当該文書には、以下の事項を記載するものとする。
- ①再委託の理由
 - ②再委託先の選定理由
 - ③再委託先に対する業務の管理方法
 - ④再委託先の名称、代表者及び所在地
 - ⑤再委託する業務の内容
 - ⑥再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること）
 - ⑦再委託先の情報セキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記のこと）
 - ⑧その他委託者が指定する事項
- また、本委託業務に関する契約及び使用に定める事項については、受託者の責任のもとで再委託先においても同様に遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負うものとする。
- (16) 受託者は、本仕様書、詳細要件書及び別途提供された情報に記載のない事項については委託者との協議のうえ、実施すること。
- (17) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙2に定めるところによる。

3 提案に関する要件

別紙、詳細要件書を参照のうえ、提案を行うものとする。

提案に際しては、システムの全体像が理解でき、動作原理等、システムがどのように動作するかが、わかるような提案書を作成すること。

4 提案に際しての留意事項

4.1 提出方法

(1) 提出形態

書類、および一式をデータ化した CD-R に収納した媒体を、郵送または持ち込みにより期日までに必着すること。

(2) 提出部数

①書類 10 部提出（正本 1 部、副本 9 部）

（要件書に対する回答とプレゼンテーション資料をそれぞれ 10 部）

②媒体 2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(3) 提案書体裁

- ・用紙は A 4 紙を基本とすること
- ・フォーマットに特段の定めはないが、要件に対する提案の内容が明確にわかるような形式とすること。
- ・使用製品等の説明について、ある程度必要ではあるが過度にならないこと。

4.2 費用見積もり

見積金額とともに、その額の理由・根拠を記載すること。また、見積金額はできるだけ項目を細分化すること。

(1) 価格

- ・開発・構築にかかわる費用と運用・保守にかかわる費用を分けて提示すること
- ・運用・保守に関しては、28 年度分を月額費用（とあれば一時費用）にわけて提示すること。
- ・なお、人件費を含む見積もり項目については、作業工数（人日または人月）および単価を明記すること。
- ・開発については、原則として平成 27 年度中に完了することを想定しているが、平成 28 年度に追加のシステム開発が必要な場合は、あらかじめその費用を見積もること。明記されていない場合、その費用負担は受託者とする。

(2) ライセンス

ソフトウェアライセンス或いはそれに類するようなもの（SaaS の使用料等を含む）は、以下の様な点を考慮して見積もりすること。

Microsoft 社関連：Government Open License または公社が利用できる購入形態で最も費用的メリットがある方法をとること

その他のソフトウェア等：**MS 社同様、Volume License 契約**、公的組織向け契約等での購入方法をとること

なお、契約を独立させることで、低額のライセンスが使用できる場合にはそれを明記すること。その場合において、公社はライセンスに関する契約を別途締結することができる。

(3) 見積有効期限

期限を明記すること。ただし、最短で平成 27 年 11 月末まで有効とすること。

(4) 見積もりに含まれない費用の明記

見積もりに含まれておらず、提案するシステムを開発・構築および稼働させるために必要となる費用がある場合は、必ず明記すること。明記されていない場合、その費用負担は受託者とする。

4.3 プレゼンテーションの留意事項

(1) プレゼンターは必ず本委託業務においてプロジェクトマネージャー（リーダー）として従事するものを行い、発表・質疑応答への対応を行うこと。

(2) 要件書に対する技術的な回答はすべてプレゼンテーション資料に盛り込み提案すること。

(3) プレゼンテーションについては、技術面というより、提案の全体像、貴社の本委託業務への取り組みやプレゼンテーション時の対応によるプロジェクトマネージャーの人物像等を中心に評価を行うものである。従って、技術的な専門知識を必要とするような内容ではなく、過度な専門用語を控え、専門職でなくてもわかりやすいプレゼンテーションを行うように務めること。また、プレゼンテーション時の資料についても、すぐに理解しやすい資料とすること。なお、下記の点については、プレゼンテーションの内容に含むことを必須とする。

- ・システム全体の概要
- ・金額
- ・開発のスケジュールおよび進め方
- ・開発及び保守・運用にむけた体制
- ・要件書で指定するページのWEBデザイン案
- ・セキュリティ対策
- ・現状のホームページにおける問題点
- ・その他、貴社からの提案事項
- ・会社としてのシステム開発実績

4.4 設計方針

採用するアーキテクチャー、方式、全体構成、プラットフォームの選定等の重要な事項について、設計上の方針およびそれを採用する理由を明確に提示すること。

4.5 性能・品質確保方法の提案

(1) 貴社にて、事項において示される性能および品質基準値を確保する方法を提示すること。

(2) 今回の提案範囲において明確化する必要のあるシステムの性能基準値（応答

時間等) および品質基準値にて提示すること。

- (3) 上記の性能基準値および品質基準値に関して、新システム稼働後、貴社（または提供ベンダー）にて実施した品質記録および品質評価の報告を提出することを前提とする。
- (4) 性能および品質を公社で検証する方法がある場合、検証方法について提示すること。例えば、以下の様な項目を含むことを想定している。
 - ・テストの方法
 - ・使用するテストツール
 - ・実施時期

4.6 リスクマネジメント

- (1) 貴社が提案を実施するうえで、公社側が認識する必要のあるリスクを、一覧として明記すること。例えば、ハードウェア、ソフトウェア提供ベンダーに関するリスクや、価格に関するリスク、バグや不具合、貴社におけるリソースに関するリスク等が想定される。
- (2) 貴社が、本プロジェクトを受託した場合に行う、リスクマネジメントについて、概要を提案すること（正式発注の際には、詳細を提示のこと）。

別紙1 納入物件一覧

項番	納入物件名	納品数	納入形態	備考
1	プロジェクト計画書 (実施体制図等含む)	2部(正・副)	電子・紙	レビュー時、ドラフト版可。
2	要件定義/仕様詳細定義書	2部(正・副)	電子・紙	検収時、最終完成版納品。
3	概要設計書	2部(正・副)	電子・紙	
4	詳細設計書	2部(正・副)	電子・紙	
5	テスト計画書	2部(正・副)	電子・紙	
6	テスト結果報告書	2部(正・副)	電子・紙	
7	操作マニュアル	2部(正・副)	電子・紙	
8	研修実施結果報告書	2部(正・副)	電子・紙	
9	プログラム実行可能物	一式	電子	検収時納品
10	プログラムソースコード および開発環境	一式	電子	検収時納品
11	会議資料等	2部(正・副)	電子・紙	随時
12	ライセンス証書等	一式	電子	検収時納品
13	運用・保守設計書	2部(正・副)	電子・紙	レビュー時、ドラフト
14	運用・保守作業手順書	2部(正・副)	電子・紙	版可。 検収時、最終完成版納品。

- 上記のほか、開発および運用・保守の期間における打ち合わせにおいて、協議の上納品物件として決定されたものは、適宜追加されるものとする。
- 電子媒体での提出は、Microsoft Office2010で扱える形式にて、CD-ROMに格納すること。ただし、委託者担当者が別に定める形式による提出を求めた場合は、この限りではない。なお、事前にウイルスチェックを行い、チェックの際に用いたソフトウェアおよび日時を記載したラベルを貼ること。
- 納品物件が文書の場合、第三者が閲覧し内容が理解できる文書を納入すること。
- 納品物件は、公社にてレビュー後、承認されたものが納品物として受理されるものとする。内容に修正が必要な場合には、それらを行ったうえで、再度レビューを受けることになる。

別 紙 2

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。